

熊本県公報

第 1 0 8 6 8 号
平成 14 年 7 月 31 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	(健康福祉政策課) 1
告示	
生活保護法による医療機関等の指定	(医務福祉課) 2
生活保護法による指定医療機関等の廃止	(") 2
生活保護法による指定医療機関の変更	(") 3
公有水面埋立免許の出願	(漁港課) 3
都市計画事業(都市公園)の認可	(都市計画課) 4
指定居宅介護支援事業所の指定	(高齢保健福祉課) 4
"	(") 4
道路の供用開始	(道路維持課) 4
"	(") 4
"	(") 5
指定居宅サービス事業所の指定	(高齢保健福祉課) 5
"	(") 5
公 告	
大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 5
大規模小売店舗立地法に基づく変更届出に対する市町村からの意見	(") 6
"	(") 6
事務用パソコン及び関連機器の賃貸借に係る一般競争入札の実施	(河川課) 7
県営土地改良事業計画変更	(農村計画課) 8
技能実習制度に係る平成 14 年度技能検定の実施の一部改正	(職業能力開発課) 8

本号で公布された規則のあらまし

- 熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則
- (1) 災害の際に死亡した者の埋葬のために支出できる費用を、1 体当たり大人 189,000 円以内、小人 151,200 円以内に改めることとした。
- (2) 施行日
公布の日から施行し、改正後の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から適用することとした。

規 則

熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 14 年 7 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 71 号

熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則
熊本県災害救助法施行細則(昭和 52 年熊本県規則第 67 号)の一部を次のように改正する。
別表第 1 の 9(3)中「179,000 円」を「189,000 円以内」に、「143,200 円以内」を「151,200 円以内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県災害救助法施行細則の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

告 示

熊本県告示第 587 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療機関等を次のように指定した。

平成 14 年 7 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔 医 科 〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6030103	産科婦人科まつおレディースクリニック	医療法人州裕会	荒尾市荒尾 4160-257	平成 14 年 6 月 1 日
6310014	田辺外科内科クリニック	田辺 憲左	玉名郡南関町上坂下 3480	平成 14 年 6 月 3 日

〔 歯 科 〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6024035	人吉歯科クリニック	本田 徳貳	人吉市西間上町 2479-1	平成 14 年 6 月 6 日
6424010	わたなべ歯科医院	渡邊 敬之	菊池郡合志町幾久富字上沖野 1656-618	平成 14 年 7 月 1 日

〔 薬 局 〕

指定番号	薬局名称	開設者	薬局所在地	指定年月日
889	清風はなみずき薬局	株式会社ユネット	人吉市九日町 87	平成 14 年 6 月 10 日
890	日本調剤天神町薬局	日本調剤株式会社	水俣市天神町 1-8-5	平成 14 年 7 月 1 日

熊本県告示第 588 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関から廃止の届出があった。

平成 14 年 7 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔 医 科 〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
産科婦人科まつおレディースクリニック	松尾 州裕	荒尾市荒尾 4160-257	平成 14 年 5 月 31 日
池田医院	池田 博	宇土市下網田町 2062	平成 14 年 6 月 8 日
田辺診療所	田辺 憲左	玉名郡南関町上坂下 3480	平成 14 年 6 月 2 日

〔 薬 局 〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	廃止年月日
ニホンドウ薬局水俣 2 号店	薬日本堂株式会社	水俣市天神町 1-88	平成 14 年 4 月 30 日
有限会社吉野屋薬局	有限会社吉野屋薬局	本渡市栄町 10-22	平成 14 年 5 月 7 日
小堀陽春堂薬局	小堀 敏子	宇土市本町 6-41	平成 14 年 3 月 24 日
つくれ薬局	有限会社アドバンス	菊池郡菊陽町津久礼石坂 2227	平成 14 年 4 月 30 日

熊本県告示第 589 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の指定医療機関から変更の届出があった。

平成 14 年 7 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔 薬 局 〕

薬局名称	開設者	変更事項		変更年月日
		旧	新	
とよかわ薬局	株式会社柘調剤	名称		平成 14 年 6 月 1 日
		オーネス薬局豊川店	とよかわ薬局	

熊本県告示第 590 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項の規定により公有水面埋立ての出願があったので、同法第 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のある者は、縦覧期間の満了の日までに意見書を提出することができる。

平成 14 年 7 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 出願者の住所及び氏名

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 塩屋漁港管理者 熊本県

2 埋立区域

(1) 位置

熊本市河内町大字河内字塩屋 888 の 2、字白岩 1161 の 5、字迫 1180 の 2 及び字迫 1180 の 2 に隣接する昭和 60 年 1 月 10 日付け熊本県指令河第 57 号の免許に係る埋立地地先公有水面

(2) 区域

次の 1 の地点から 4 の地点までを順次直線で結んだ線、4 の地点から 7 の地点までを結ぶ昭和 60 年 1 月 10 日付け熊本県指令河第 57 号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線（DL+4.76 メートルにより決定）及び 7 の地点と 1 の地点を結ぶ平成 14 年春分の日の満潮位（DL+4.76 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 1 の地点 塩屋漁港燈台（北緯 32 度 48 分 46 秒、東経 130 度 35 分 30 秒）から 77 度 40 分 20 秒 480.986 メートルの地点
- 2 の地点 1 の地点から 339 度 59 分 38 秒 3.722 メートルの地点
- 3 の地点 2 の地点から 24 度 01 分 13 秒 79.745 メートルの地点
- 4 の地点 3 の地点から 112 度 44 分 20 秒 0.905 メートルの地点
- 5 の地点 4 の地点から 203 度 20 分 41 秒 4.175 メートルの地点
- 6 の地点 5 の地点から 109 度 31 分 53 秒 10.331 メートルの地点
- 7 の地点 6 の地点から 11 度 12 分 43 秒 32.072 メートルの地点

(3) 面積

6,042.09 平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

熊本市河内町大字河内字塩屋 888 の 2、字白岩 1161 の 5、字迫 1180 の 2 及び字迫 1180 の 2 に隣接する昭和 60 年 1 月 10 日付け熊本県指令河第 57 号の免許に係る埋立地地内及びこれらの地先公有水面

(2) 区域

次の A の地点から G の地点までを順次直線で結んだ線及び G の地点と A の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- A の地点 塩屋漁港燈台（北緯 32 度 48 分 46 秒、東経 130 度 35 分 30 秒）から 75 度 52 分 38 秒 450.195 メートルの地点
- B の地点 A の地点から 24 度 21 分 53 秒 133.300 メートルの地点
- C の地点 B の地点から 130 度 29 分 55 秒 106.805 メートルの地点
- D の地点 C の地点から 194 度 49 分 23 秒 54.303 メートルの地点
- E の地点 D の地点から 285 度 56 分 31 秒 4.355 メートルの地点
- F の地点 E の地点から 194 度 37 分 13 秒 15.459 メートルの地点
- G の地点 F の地点から 221 度 15 分 23 秒 20.106 メートルの地点

(3) 面積

11,818.94 平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 関係書類の縦覧場所

熊本県林務水産部漁港課及び熊本市水産振興課

6 縦覧期間
告示の日から起算して 3 週間

熊本県告示第 591 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 14 年 7 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画公園事業
5・6・1号 熊本城公園（本丸御殿）
- 3 事業施行期間 平成 14 年 7 月 31 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地 収用の部分 なし
使用の部分 熊本市本丸地内

熊本県告示第 592 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 7 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅サービス事業所桔梗 熊本市戸島町 3956 番地 3	有限会社わらべ	平成 14 年 7 月 19 日

熊本県告示第 593 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 7 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社ゼンシンくまもとはりきゅうケ アセンター 熊本市花園二丁目 12-44	株式会社ゼンシン	平成 14 年 7 月 23 日

熊本県告示第 594 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 7 月 31 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 7 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	津留鹿本線	山鹿市小坂字桑津留 3050 番 地先から	1,340.0	単道改
		同 所 字本胡摩野 1541 番 5 地先まで		

2 供用開始する期日 平成 14 年 8 月 1 日

熊本県告示第 595 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 7 月 31 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。